

## 西宮市地域防災計画等改定庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 西宮市地域防災計画、西宮市水防計画、及び防災関連計画（以下「地域防災計画等」という。）を改定あるいは新規作成するため、西宮市地域防災計画等改定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、地域防災計画等の修正事項について調査及び検討し、その結果を改定案あるいは新規案として取りまとめ、西宮市地域防災計画等改定専門委員会に報告するものとする。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は総務局危機管理室長を、副委員長は総務局危機管理室地域防災支援課長をもって充てることとする。
- 3 委員長は委員会を代表し会務を掌理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合は委員長の職務を代行する。

### (委員会の運営)

第4条 委員会は必要に応じて開催する。

- 2 委員会は委員長が別表に掲げる者から招集し主宰する。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会には必要に応じて作業部会を置くことができ、その運営については委員長が定める。

### (作業部会)

第5条 次の各号に掲げる事項を行わせるため、委員会に部門別に作業部会を置く。

- (1) 委員会の会議に付すべき審議事項の整理に関すること。
  - (2) 地域防災計画等改定における実務的な方策等の検討に関すること。
  - (3) 前号に掲げるもののほか、委員長が指示する事項の検討に関すること。
- 2 作業部会の構成員は、部門別に委員長が指示する。
  - 3 作業部会は必要に応じて部門別に開催する。
  - 4 作業部会は委員長が部門別に招集する。
  - 5 委員長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を作業部会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、総務局危機管理室災害対策課において行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【別表】第3条関係 委員会構成員

①	災対局名 (担当局)	総括部長等	総括課長等
①	災対統制局 (総務局)	危機管理室長	地域防災支援課長
			災害対策課長
			災害対策課担当課長
②	災対総務局 (総務局)	総務総括室長	総務課長
③	災対政策局 (政策局)	政策総括室長	政策総務課長
			広報課長
④	災対財務局 (財務局)	財務総括室長	財務総務課長
⑤	災対市民局 (市民局)	市民総括室長	市民総務課長
⑥	災対物資局 (産業文化局)	産業文化総括室長	産業文化総務課長
⑦	災対福祉局 (健康福祉局)	福祉総括室長	福祉総務課長
⑧	災対保健医療局 (保健所)	保健所副所長(総務担当)	保健総務課長
⑨	災対子ども支援局 (子ども支援局)	子供支援総括室長	子供支援総務課長
⑩	災対衛生局 (環境局)	環境総括室長	環境総務課長
⑪	災対第一技術局 (都市局)	都市総括室長	都市総務課長
⑫	災対第二技術局 (土木局)	土木総括室長	土木総務課長
⑬	災対病院局 (中央病院)	管理部長	総務課長
⑭	災対給水技術局 (上下水道局)	上下水道総括室長	上下水道総務課長
⑮	災対避難局 (教育委員会)	教育総括室長	教育総務課長
⑯	災対消防公安局 (消防局)	警防部長	警防課長
⑰	災対議会担当局 (議会事務局)	議会事務局次長	総務課長
⑱	災対会計局 (会計室)	会計室長	会計課長